



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月17日(火) 第9783号

目次

ページ

告示

- 免税軽油使用者証の無効(税務課) 2
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課) 2
- 育種母樹林の指定(同) 3
- 監視伝染病の検査命令(畜産課) 3
- 同 4
- 家畜の注射の実施(同) 5

公告

- 土地改良事業の換地処分の届出(農村整備課) 6

公安委員会規則

- 交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則(地域課) 6

入札公告

- 一般競争入札の実施(会計課) 7

■ 告 示

◎群馬県告示第75号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	03-00146	平成31年3月1日から令和3年3月31日まで	前橋行政県税事務所	令和2年1月10日

◎群馬県告示第76号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 令和2年4月6日から同年5月25日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する森林環境事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する森林環境事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定

し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第77号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、育種母樹林を次のとおり指定する。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本一太

指定番号	樹種	所在場所	本数(本)	面積(ha)	所有者住所	所有者氏名	指定年月日
群育R1-2	すぎ	群馬県渋川市横堀1556(1号地)	96	0.23	前橋市大手町一丁目1-1	山本一太	令和2年3月17日
群育R1-3	ひのき	群馬県渋川市横堀1556(2号地)	828	0.76	前橋市大手町一丁目1-1	山本一太	令和2年3月17日
群育R1-4	くろまつ	群馬県渋川市横堀1556(12-1号地)	179	0.26	前橋市大手町一丁目1-1	山本一太	令和2年3月17日
群育R1-5	あかまつ	群馬県渋川市横堀1556(12-2号地)	121	0.23	前橋市大手町一丁目1-1	山本一太	令和2年3月17日
群育R1-6	すぎ	群馬県渋川市横堀1556(14号地)	724	0.19	前橋市大手町一丁目1-1	山本一太	令和2年3月17日

◎群馬県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本一太

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
 - (1) ブルセラ病及び結核病
 - (2) ヨーネ病
 - (3) 伝達性海綿状脳症
 - (4) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域

- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ病及び結核病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後6月未満のものを除く。)
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛(生後6月未満のものを除く。)
 - (2) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後6月未満のものを除く。)
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛(生後6月未満のものを除く。)
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛(生後6月未満のものを除く。)
 - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛(生後6月未満のものを除く。)
 - (3) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。)
 - イ 月齢又は推定月齢が12月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (4) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
 - (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に定める方法
 - (2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第79号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察
 - (1) 豚熱
 - (2) アフリカ豚熱
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (4) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱
 - (5) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（だちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、越夏していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (4) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、種鶏及びその候補鶏のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日
- (1) 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
 - (2) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、令和2年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
- (1) 豚熱にあつては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査
 - (2) アフリカ豚熱にあつては、臨床検査及び抗原検査
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
 - (4) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、臨床検査及び血清学的検査
 - (5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第80号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）
 - (2) 牛伝染性鼻気管炎
 - (3) 豚熱
 - (4) 豚オーエスキー病
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
 - (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
 - (3) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚

- 4 実施の期日 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射の実施の方法
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
 - (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
 - (3) 豚オーエスキー病にあつては、筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分者の名称 境下武士土地改良区
- 2 土地改良事業の名称 境下武士土地改良区営境下武士土地改良事業 境下武士地区
- 3 処分年月日 令和2年3月2日

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

群馬県公安委員会委員長 金子 正 元

群馬県公安委員会規則第3号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

交番の名称等に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表前橋警察署の部なんきつ同の項中「、下小出町、下小出町一丁目」を「、下小出町一丁目」に改め、「荒牧町四丁目」の次に「、川原町」を加え、同部大友町同の項中「、大渡町、大渡町一丁目」を「、大渡町一丁目」に改め、同表館林警察署の部朝日野同の項中「大高島」を「大高嶋」に改め、同表桐生警察署の部駅前同の項中「小曾根町」を「小曾根町」に改め、同表沼田警察署の部水上同の項中「小川」の次に「、下牧」を加え、同部上毛高原同の項を次のように改める。

月夜野 同	同 月夜野	利根郡みなかみ町 月夜野、後閑
-------	-------	--------------------

別表の1の表沼田警察署の部新治同の項中「猿ヶ京温泉」の次に「、下津、師、真庭、政所」を加え、同表長野原警察署の部嬭恋同の項中「千俣」を「干俣」に改める。

別表の2の表高崎警察署の部下滝同の項中「下斎田町」を「下齋田町」に改め、同表大泉警察署の部上五箇同の項中「鍋谷」の次に「、昭和」を加え、同表沼田警察署の部発知新田同の項中「沼田市発知新田町」を「沼田市下発知町」に改め、同部月夜野同の項を削り、同表長野原警察署の部北軽井沢同の項中「、北野井沢」を「、北軽井沢」に改め、同部大前同の項中「同 大字大前」を「吾妻郡嬭恋村大字大前」に、「千俣」を「干俣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表沼田警察署の部水上同の項、上毛高原同の項及び新治同の項の改正規定並びに別表の2の表沼田警察署の部月夜野同の項を削る改正規定は、令和2年3月27日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年3月17日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 排水ポンプ車 3台
- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年9月30日（水）
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年4月7日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月20日（月）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品に係る点検整備、修理等を円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (7) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁

目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 櫻井 優美 電話027-226-3819 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和2年3月17日(火)から同年4月20日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 令和2年4月28日(火)午後2時00分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年4月27日(月)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「排水ポンプ車の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書及び当該調達物品に係る点検整備、修理等を円滑に行い得ることを証明する書類を令和2年4月20日(月)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和2年4月20日(月)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約の締結に当たっては、議会の同意を得ることを要する。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) この公告に記載されている課名及び担当者については、令和2年4月1日以降に変更となる可能性がある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yamamoto Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details are as follows: Supply of three drainage pump vehicles will be bid on at 14:00 p.m. April 28, 2020
- (3) Delivery period: September 30, 2020
- (4) Contact information: Sakurai Yumi, Contract and Procurement Section Accounting Division Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
